平成２３年（フ）第８６２号
埼玉県和光市下新倉４丁目19番53号
債務者　及川慎太郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７６号
埼玉県鴻巣市箕田1375番地１　203号室
カーサグレース
債務者　木内　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７７号
埼玉県鴻巣市箕田1375番地１　203号室
カーサグレース
債務者　木内加奈子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目18番地２　パシフィックマンション202号、破産申立時の住所埼玉県深谷市原郷447番地２
債務者　浅田　和宏
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５８号
岐阜県多治見市下沢町４丁目７番地の６
債務者　井戸智恵子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第７５号
岐阜県多治見市笠原町4022番地の25
債務者　水野　幸保
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第７７号
岐阜県多治見市市之倉町11丁目192番地の114
債務者　三宅　千尋
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第７８号
岐阜県多治見市市之倉町11丁目192番地の114
債務者　三宅　洋志
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６７８号
大阪府東大阪市新鴻池町13番６―105号　アビタシオン・シーマ105号
債務者　宮崎　善行
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３６号
大阪市中央区玉造１丁目６番26号　ハイムサカイ205
債務者　和田　純一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９８号
大阪府箕面市百楽荘４丁目２番19号
債務者　アベ工業こと　阿部二三男
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０６号
大阪府枚方市東山２丁目44番地　２―402
債務者　兵頭美登利
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５６号
大阪市淀川区西三国１丁目６番41―308号、住民票上の住所大阪市淀川区新高５丁目６番29号
債務者　大池　　勇
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７８号
大阪府吹田市山手町３丁目17番Ｂ―213号
債務者　北尾　　篤
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９３号
大阪市住之江区御崎７丁目３番30号
債務者　齊藤　育宏
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９０４号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―801号
債務者　小林　聖茂
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８０号
大阪府枚方市釈尊寺町25番25―208号
債務者　坂野　　進
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部